

北方町認知症高齢者等 個人賠償責任保険事業

北方町では、認知症の人及びその家族が地域で安心して生活することができる環境の整備を図るため、認知症高齢者やその家族に対する個人賠償責任保険事業を実施しています。

対象者

- 北方町認知症高齢者等見守りシール交付事業の対象者

補償内容

個人賠償責任補償	対象となる方が、日常生活で他人にけがをさせたり、他人の財物を壊したりしたことなどにより、法律上の賠償責任を負う場合、保険金をお支払いします。 他)・誤って線路に立ち入るなどして電車を止めてしまった場合 ・他人から預かった物、レンタル品等を損壊した場合 ・ホテル等の施設の動産を損壊または盗取された場合
死亡時の見舞費用補償	対象となる方ご本人が日常生活に起因する偶然な事故で他人にケガをさせ、ケガをされた方がその事故の結果として死亡した場合、賠償責任の有無にかかわらず、見舞費用保険金をお支払いします。
交通事故等によるケガの補償	対象となる方ご本人が交通事故等によるケガで死亡した場合、後遺障害が生じた場合に保険金をお支払いします。

申請に必要なもの

- 北方町認知症高齢者等個人賠償責任保険加入申請書
(北方町地域包括支援センターで受け取れます)
- 申請者の印鑑

※申請希望する方は、「認知症高齢者等見守りシール交付事業」への登録が必要です。

費用 無料

《申請・お問い合わせ》

北方町地域包括支援センター 住所: 北方町長谷川1丁目1番地
TEL: 058-323-5540